

令和 7 年度茅ヶ崎市防災会議幹事会 会議録

議題	茅ヶ崎市地域防災計画の修正について
情報交換	1 令和 7 年ロシア・カムチャツカ半島地震に伴う津波警報への対応について 2 新たな津波ハザードマップ公表による津波避難の考え方について
日時	令和 7 年 1 0 月 2 3 日（木曜日） 1 4 時 0 0 から 1 4 時 5 9 分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階 会議室 3・4・5 「対面」と「WEB」のハイブリッド会議として実施
出席者氏名	（幹事のうち会場での出席者） 寺島 哲、柳澤 一行、丸山 洸平、福地 純二、沼上 洋一、井上 知紀、鈴木 公大、瀬戸 和裕、大塚 強、中尾 誠利、朝倉 利之、横山 康洋、安西 潤一、岩井 晶佳、廣瀬 友徳、根岸 恵子、関 健次、河野 路代、瀧田 美穂、青木 聡、柳下 元邦、中山 俊之、林 基秀、小室 武司、榎本 浩二、島津 順、小川 剛志、岡林 良太 （幹事のうちWEBでの出席者） 加藤 順二、山崎 孝次、古野 一平、長洲 友則、中村 航介（代理出席）、新井 邦保 （事務局 1 0 名） 防災対策課（佐野防災対策課長、加藤危機管理担当課長、成瀬主幹、小松課長補佐、小田課長補佐、山ノ上課長補佐、忠隈主査、大塚主査、川田主査、臼井主任）
議題資料	・ 令和 7 年度茅ヶ崎市防災会議幹事会次第 ・ 出席者名簿・席次表 ・ 茅ヶ崎市防災会議委員及び幹事名簿（令和 7 年 9 月 9 日現在） ・ 【資料 1】〔説明資料〕茅ヶ崎市地域防災計画の修正について（修正骨子案） ・ 【資料 2】地震災害対策計画【新旧対照表】（修正骨子案） ・ 【資料 3】風水害対策計画【新旧対照表】（修正骨子案） ・ 【資料 4】特殊災害対策計画【新旧対照表】（修正骨子案） ・ 【資料 5】令和 7 年ロシア・カムチャツカ半島地震に伴う津波警報への対応について ・ 【資料 6】新たな津波ハザードマップ公表による津波避難の考え方について
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0 名

(会議録)

<午後2時開会>

○事務局（佐野課長）

定刻となりましたので、令和7年度茅ヶ崎市防災会議幹事会を開会させていただきます。幹事の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます、くらし安心部防災対策課長の佐野と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は対面とWEB接続とのハイブリッドで開催をしておりますが、事前にお知らせいたしましたとおり、この会議は、茅ヶ崎市自治基本条例の規定に基づき公開で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に会場の出席者の方にお知らせいたします。

本日の会議資料は、お手元のタブレットでご覧いただきます。各議題の冒頭で資料番号をお伝えしますので、該当する番号の資料をタッチしてご覧いただきますようお願いいたします。会議中、タブレットの操作でご不明な点があるときは、お近くの防災対策課職員にお声掛けください。

また、WEB出席者との音声の共有を、中央に配置しているカメラ・マイク・スピーカー一体型の機器で担っておりますので、ご発言の際はマイクのご使用をお願いいたします。マイクにつきましては職員がお持ちをいたします。

それでは、開会にあたりまして、茅ヶ崎市防災会議幹事会の幹事長であります、茅ヶ崎市くらし安心部長の寺島よりご挨拶申し上げます。

○寺島幹事長

皆様、こんにちは。くらし安心部長の寺島でございます。

本日はお忙しい中、茅ヶ崎市防災会議幹事会にご出席いただき、どうもありがとうございます。また、幹事の皆様におかれましては、日頃より本市の防災行政に格別のご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本幹事会を開催するにあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

前回の幹事会はちょうど1年前の10月に開催をしておりますが、本日の会議までの間には、特に今年に入り、7月30日にロシアのカムチャツカ半島付近を震源とした大地震に伴い、相模湾・三浦半島に「津波警報」が発表されました。市内で被害はなかったものの、市の指定緊急避難場所には、一時期2,000人を超える避難者が滞在し、また市南部の南北を通る幹線道路はすべて渋滞しており、混乱した状態が続いていました。

また、風水害については、9月5日の台風第15号の接近に伴い、「土砂災害警戒情報」が発表され、市でも「高齢者等避難」を発令し、避難所を開設しました。このとき、静岡県牧之原市では、観測史上最大クラスの竜巻が発生し、大きな被害をもたらすなど、人命を脅かす災害が身近に発生しているところでございます。

今年に入り、全国で発生した災害の教訓等を踏まえ、国の防災基本計画や南海トラフ地震の被害

想定の見直しなどが行われているところですが、本市におきましても、災害の脅威から市民の生命・財産を守るため、こうした災害の教訓を本市の防災体制に着実に生かしていくため、地域防災計画の修正にあたっているところです。

様々な災害に備えて市の防災体制の充実を図るためには、本日、お集まりの皆様との連携を強化していくことが不可欠となりますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日は議題として「地域防災計画の見直し」についてご審議いただくとともに、情報交換として、7月30日に津波警報が発表された時の対応などを予定しています。限られた時間ではございますが、本市の防災体制の更なる強化を図るため、皆様より忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（佐野課長）

ありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして会議の成立についてお知らせをいたします。

防災会議幹事会は、茅ヶ崎市防災会議運営要綱第5条の規定により、会議の開催は過半数の幹事の出席が必要となりますが、本日の会議は過半数の幹事が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

本日の会議の出席者につきましては、事前に組織とお名前を伺っており、それに基づいて出席者名簿をお配りしております。

なお、本日、日本郵便株式会社茅ヶ崎郵便局の軽部様につきましては、急遽、ご欠席のご連絡をいただいております。

本来であれば、ご出席の幹事の皆様に一言ずつご挨拶いただきたいところではありますが、お時間も限られておりますので、大変恐縮ではございますが、お配りしております出席者名簿に代えさせていただきますことを御了承願います。

それでは、これより議事に移らせていただきます。

議長は、幹事長の寺島くらし安心部長にお願いしたいと思います。寺島部長、よろしくお願いいたします。

○寺島幹事長

はい。それでは、議題3の(1)「茅ヶ崎地域防災計画の修正について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小松課長補佐）

防災対策課の小松と申します。

恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

それでは、議題(1)「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」、ご説明申し上げます。資料につきましては、資料1から資料4となります。資料1が修正内容の説明資料、資料2から4が修正骨子案の新旧対照表となっています。説明は、資料1をもとにご説明をさせていただきます。

会場出席者の方におかれましては、お手元のタブレットにある「資料1」と書かれたページをタップ

してください。また、同内容を会場前方のスライドにも投影いたしますので、いずれかにてご確認いただきますようお願いいたします。WEB会議にてご参加の方には資料を画面共有いたします。

それでは資料1をご覧ください。本日ご説明する内容は、(1)として計画修正の考え、本市の地域防災計画は地震災害、風水害、特殊災害の災害種別ごとに策定されているうちの(2)各計画に共通する主な修正、(3)地震災害対策計画の主な修正、(4)風水害対策計画の主な修正、(5)特殊災害対策計画の主な修正、(6)今後の主なスケジュールとなっております。なお、ページ番号は各ページの右下に振っております。

それでは1ページをご覧ください。

直近の計画は令和7年2月に修正しておりますが、このたびの修正としましては、近年の地震災害、台風や洪水等による風水害や土砂災害等を踏まえ行われた防災基本計画の修正や災害事例を踏まえてまとめられた報告やガイドライン、さらには本市や各防災関係機関の取り組み等を踏まえて修正を行うものでございます。

続いて、2ページをご覧ください。(2)のアでは、「地震災害対策計画」「風水害対策計画」「特殊災害対策計画」の各計画に共通する主な修正内容のうち、防災基本計画の修正に伴うものについてご説明します。

まずは「避難生活の質的な向上と被災者支援の充実」についてでございます。避難生活の質的な向上や避難所環境の改善を図るため、国が運用を開始した「災害対応車両検索システム(D-T RACE/ディートレイス)」を活用した各種車両情報の収集とそれらの車両の受け入れ体制を検討する必要があることから、その旨を追加するものです。

続いて、3ページの「防災に必要な物資の公表」についてでございます。災害対策基本法の改正を踏まえ、防災に必要な物資の備蓄状況を年1回公表する旨を追加するものです。

続いて、4ページの「被災者援護協力団体の受け入れ」についてでございます。本年6月の災害対策基本法の改正により、「被災者援護協力団体登録制度」が創設されました。発災時にこうした団体を適切に受け入れることができるよう、平時からの情報収集や受け入れ体制の整備を検討する必要があることから、その旨を追加するものです。

続いて、5ページの「被災地における学びの確保」についてでございます。発災後の学びの継続や早期再開に向けた教職員等の枠組みである「被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST/ディーエスト)」に基づき、教員等の派遣を要請する旨を追加するものです。

続いて、6ページの「住家の被害認定基準運用指針の改訂に伴う修正」についてでございます。住家の被害認定基準運用の改訂に伴い、調査方法が一部修正されたことを受けて修正するものです。

続いて、7ページをご覧ください。(2)のイは、各計画に共通する主な修正のうち、「市及び防災関係機関の取組に関する修正」に関するところになります。「企業庁茅ヶ崎水道営業所との応急給水の取組に関する修正」についてでございます。こちらは、茅ヶ崎水道営業所との役割を明確化したことを踏まえて、応急給水マニュアルの修正に伴い、計画を修正するものです。

続きまして、8ページをご覧ください。(3)地震災害対策計画の主な修正に関しまして、「被害想定結果の公表に伴う各種データの修正・追記」につきましては、令和7年3月に神奈川県地震被害想

定調査報告書が改訂されたことを受けて、各被害想定データの改訂や新たな被害想定項目等が追記されたことから、最新の数値等に修正するものです。

続きまして、9ページの「南海トラフ地震防災対策推進地域や被害想定結果の見直し」については、南海トラフ巨大地震検討対策ワーキンググループが令和7年3月に公表した報告書における被害想定改訂により、推進地域の指定状況や新たな被害想定結果を踏まえ修正するものです。

続きまして、10ページの「南海トラフ地震対策に関する『重点施策』の選定」については、令和7年7月に公表された南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改訂により、南海トラフ地震への対策として、本市がおおむね10年間で完遂すべき対策を「重点施策」として定めていく旨を追加するものです。

続きまして、11ページの「臨時情報の発表時における防災対策」については、南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインの改訂により、臨時情報発表時は、後発地震に備えつつも「防災対応」と「社会経済活動の継続」とのバランスを考慮した防災対策を進めていく旨を追加するものです。

続きまして、12ページの「臨時情報発表時における『特別な備え』の再確認」についてでございます。こちらも南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインの改訂による修正となりますが、臨時情報発表時における「特別な備え」の再確認に関する旨を追加するものです。

続いて、13ページをご覧ください。(3)のウは「市及び関係機関の取組に関する修正」となります。まずは「津波ハザードマップの公表に伴う修正」についてでございます。ハザードマップの公表による津波からの避難行動の周知に関する旨を追加するものです。

続きまして、14ページにつきましては、新たな津波ハザードマップの公表に伴い、茅ヶ崎市津波避難計画を策定する旨を追記しております。

続きまして、15ページの「災害対策本部の設置基準の見直し」について、大津波警報又は津波警報発表時に災害対策本部を設置する旨を追加するものです。

続きまして、16ページの(4)風水害対策計画の主な修正に関してでございます。「令和7年神奈川県水防計画等の改訂に基づく修正」について、県の水防計画及び洪水対策計画の改訂に基づき、各種データを最新の数値に修正するものです。

続きまして、17ページの(5)特殊災害対策計画の主な修正に関しては、「首都圏における広域降灰対策に関するガイドラインの公表に伴う修正」について、「首都圏における広域降灰対策検討会報告書」及び「首都圏における広域降灰対策に関するガイドライン」による被害想定や広域降灰対策に関する基本的な考え方等を記載するものです。

計画についての説明は以上となりますが、最後に、今後の主なスケジュールを18ページに記載しております。本日の幹事会で修正骨子案をお示ししましたが、11月下旬にパブリックコメントを実施し、令和8年1月下旬頃にパブリックコメントの結果の公表、そして2月5日に茅ヶ崎市防災会議を開催して計画の修正案をお諮りしていく予定です。

以上が、議題(1)「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」の説明となります。

○寺島幹事長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、幹事の皆様からご意見、ご質問がございましたら、会場での出席者につきましては挙手を、WEB出席者につきましてはリアクション

機能の「手を挙げるボタン」にて挙手をお願いします。

発言者につきましては、私から指名をした後に、組織名とお名前を述べてから発言をお願いしたいと思います。ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

(茅ヶ崎医師会・中尾幹事が挙手)

中尾幹事、よろしくお願いいたします。

○茅ヶ崎医師会・中尾幹事

ありがとうございます。茅ヶ崎医師会・災害担当理事の中尾でございます。昨日まで福島と輪島に行ってきたので、福島弁と輪島弁が出ますのでお許しください。

さっそく医師会としての意見を述べたいのですが、まずは先に寺島部長へ御礼を申し上げます。今回、このような重要な修正をしていただき医師会として感謝申し上げます。

資料2の地域防災計画・地震災害対策編の新旧対照表、30ページを見ていただきたいのですが、ここは、災害があったときの医療救護について書いてあります。そこに医療救護所のことが書いてあります。

実は、これについて医師会として発言したいのですが、当医師会の会員は茅ヶ崎市と寒川町で構成されているのですが、市外・町外に在住している会員が50%を超えています。さらに調べたところ、茅ヶ崎市内、寒川町内に住んでいて、クリニックや診療所が近い会員はそのうちの半分です。つまり、実働部隊として25%しかいないということをここでお話ししたいわけです。

現時点では、各中学校等の医療救護所に医師会の会員や歯科医師会の会員、あるいは薬剤師会の会員が集まることになっていますが、現実では無理です。

ここから先は私見となりますが、南相馬や熊本、能登半島に応援に入っています。残念ですが、この話は全然機能しません。ですので、我々医師会としては、防災対策課や地域保健課と協力して現実に基づいた案を作ろうとしています。現時点では、まずは各医療機関の復旧に全力を挙げる。正直、体育館で治療してもうまくいきません。私も実際、輪島や石巻でやりましたが、はっきり言うてうまくいきません。ですので、一刻も早く各医療機関を復旧させる必要があります。

その上で、医療機関に来られない会員もいますが、そうした会員には医療機関があまり無い茅ヶ崎市の北部や南部にある小出や柳島等を重点的に行政と一緒に巡回するのが一番望ましいのではないかと検討しているところです。現在の計画はこの文面でよろしいかと思いますが、いずれの近いうちには、防災対策課や地域保健課、関連部署と相談して現実的な対応にしたいということで意見を求めています。以上です。

○寺島幹事長

中尾幹事、ご意見・ご説明ありがとうございました。事務局からお願いします。

○事務局（佐野課長）

中尾幹事、貴重なご意見ありがとうございました。

今回、30ページの改正については、直接、医療救護所の改定を述べたものではなく、各文言の

修正をしているのみですけれども、いま中尾幹事からお話ありましたように、現在の地域防災計画の中では各中学校を医療救護所としておりますけれども、なかなかやはり現実的ではないというご意見を従前からいただいております、大規模災害時の医療救護所のあり方、医療提供のあり方につきましては現在、市と医師会をはじめとする三師会の皆様のご助力を賜りながら、課題の整理を進めているところであります。今後ともさらなるご協力をお願い申し上げまして、しかるべき整理ができたときに計画へ反映して参りたいと考えております。以上でございます。

○寺島幹事長

他にご意見・ご質問の方、皆様ありますでしょうか。

(挙手がないことを確認)

それでは質問等は以上とさせていただきますと思います。

今後は本日いただきましたご意見等を踏まえまして、令和8年2月に予定の防災会議に向けて整備を進めて参りたいと思います。議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは進行を司会に戻します。

○事務局（佐野課長）

ありがとうございました。それでは、次第の「4 情報交換」の方に移らせていただきます。

はじめに(1)の「令和7年ロシア・カムチャツカ半島地震に伴う津波警報への対応について」でございます。本日の会議に先立ちまして、7月30日に相模湾・三浦半島への津波警報の発表を受けての各機関の対応状況などについて、事前に皆様からご回答いただき、資料5の方に取りまとめております。

ご回答いただいたすべての皆様に情報提供いただきたいところではありますが、お時間の都合もございますので、はじめに、市の方から当日の津波警報等の発表状況や市の対応についてご説明させていただいた後、こちらの方でいただいたご回答を拝見して、特に市民の避難対応や安全対応に当たっていただいた内容の記載がございました、神奈川県茅ヶ崎警察署様、東日本旅客鉄道株式会社湘南・相模統括センター茅ヶ崎駅様及び一般社団法人茅ヶ崎医師会様に当日の対応についてご説明をお願いできればと思っております。また、すべてご説明いただいた後に、ご質問等の時間を設けて参ります。

まずは、市の対応について、茅ヶ崎市防災対策課の忠隈よりご説明をいたします。

○事務局説明（忠隈主査）

防災対策課の忠隈と申します。お願いいたします。

それでは情報交換(1)「令和7年のロシア・カムチャツカ半島地震に伴う津波警報の対応について」本市の対応状況を説明申し上げます。本件につきましては資料5にまとめておりますので、そちらをご参照ください。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

事象の概要ですが、こちら7月30日、8時25分ごろにカムチャツカ半島付近でマグニチュード8.

7の地震が発生し、気象庁は同日早朝から順次、北海道から近畿の太平洋沿岸まで津波注意報を発表いたしました。

その後の9時40分に、相模湾・三浦半島に津波警報が発表され、高さ3メートルの津波が到達するとの発表がございました。

津波警報の解除は、同日の18時30分、津波注意報の解除は翌31日の10時45分となります。

実際の海面観測ですが、検潮所での観測では、三浦地域で最大限0.2メートル程度の海面変動が観測され、想定された大きな津波被害には至りませんでした。

続いて2ページをご覧ください。本市の対応についてご説明いたします。

警報発表後の10時に災害対策本部を設置し、国道134号以南の沿岸地域を避難対象地域に設定して、避難指示を発令いたしました。当初は、JR東海道線以南の小中学校13校を避難所として開設しましたが、市内における津波避難の需要に応じて、JR東海道線以北の19校でも受け入れ対応を行いました。

同日16時に開催しました第2回本部会議では、津波警報が解除されるまで避難所を開設し、注意報に切り替わった時点で閉鎖に向ける調整を行うこと、帰宅困難者には市役所分庁舎のコミュニティホールやラスカ茅ヶ崎での一時受け入れ調整をするなどを決定いたしました。

その後、18時30分に津波警報が注意報に切り替わったため、避難指示を解除し20時までに全避難所を閉鎖しました。

JR東海道線も運転が再開されましたので、帰宅困難者一時滞在施設も閉鎖となりました。

22時には、災害対策本部を解散しましたが、津波注意報が継続されていたことから、防災対策課職員による警戒体制を継続し、津波注意報が解除された翌31日10時49分まで、継続して警戒に当たりました。説明は以上でございます。

○事務局（佐野課長）

続きまして、神奈川県茅ヶ崎警察署の鈴木幹事よりご説明お願いいたします。

○茅ヶ崎警察署・鈴木幹事

こんにちは。茅ヶ崎警察署の警備課長をしております、鈴木と申します。

ロシア・カムチャツカ半島地震に伴う津波警報への対応について、簡単ではございますが、ご説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

はじめに、当署におきましては、対応した内容につきまして、茅ヶ崎駅における雑踏状況の確認、海水浴場の状況確認、国道134号・海岸における広報及び注意喚起、避難所への立ち寄り警戒を実施いたしました。

結果といたしまして、各場所とも大きな混乱もなく、異常はございませんでした。サザンビーチ近くには第2交通機動隊茅ヶ崎分駐というのもございまして、当日は茅ヶ崎署員に加え、交通機動隊員も即座に対応し、白バイ隊員による声掛けや注意喚起の広報も行いました。

この度の対応の中でやはり難しいと感じたことにつきましては、すべての避難所への立ち寄り警戒や避難者数の把握及び車両利用による避難者の対応という点になります。指定されている避難所というのが多数あり、すべての避難所への立ち寄り警戒にはやはり限界もあります。また、避難者数の

把握も大変難しいということを実感いたしました。

さらに、藤沢市境にあります里山公園の周辺、茅ヶ崎市の芹沢になるのですが、こちらに車両を利用して避難してきた市民の方も多数いて、当署も駐車苦情という110番通報を受理して「その場に避難している」というのを把握したという現状になっており、やはり車両利用による避難者の把握という対応の難しさを実感いたしました。

改善策といたしましては、やはり関係機関が連携及び情報共有することによって、無駄のない情報把握が大変重要だと考えております。茅ヶ崎警察からは以上です。

○事務局（佐野課長）

鈴木様、ありがとうございました。

続きまして、東日本旅客鉄道株式会社湘南・相模統括センター茅ヶ崎駅の中村様より、ご説明をお願いいたします。

○茅ヶ崎駅・中村委員（代理出席）

はい。JR東日本・茅ヶ崎駅の中村です。よろしくお願いいたします。

当日の対応した内容になります。東海道線は9時40分に津波警報が発令されたことに伴い、全線で運転を見合わせた結果となりました。茅ヶ崎駅の場合、相模線は影響がないということで、遅れながらも運転はしておりました。そのため、駅内は多くのお客様はいたのですけれども、特段、混乱にまでは至ってはいません。

夕方の時点で東海道線は今日中の全面的運転再開はしないという情報が一回流れたのですけれども、津波警報が注意報に切り替わった後、21時過ぎに運転再開に切り替わりまして、いたお客様をできる限り送り届けることができたと思っております。

対応の中で難しいと感じたことは、駅内の限られた人数の中で動いてますので、現時点でどの避難所が開いているのかがなかなかわからなかったというのがありました。

また相模線が動いてるとはいえ、「平塚に行きたい」「藤沢に行きたい」という人に対してのバス、神奈中バス様になるのですけれども、その辺の連携に難しさというものを感しました。

またその中でも災害備蓄品を用意しなければいけないということで、それをまた準備するという人手不足も痛感した次第であります。

やはり、どうしても窓口や駅社員の中でも誰が何を担当するのかということが、どうしても混乱状態になってしまっていた。今回、ラスカ様が、一時滞在施設として開設してくれましたのですけれども、ラスカ様であったり、駅のそばのビルの避難所の方々であったり、また、防災対策課の方との連携というのもうちちょっと一本化すれば、もう少しスムーズにできたのではないかなというふうに思っております。私からは以上です。

○事務局（佐野課長）

中村様ありがとうございました。続きまして一般社団法人茅ヶ崎医師会の中尾幹事よりご説明をお願いいたします。

○茅ヶ崎医師会・中尾幹事

たびたびすみません、中尾でございます。

茅ヶ崎医師会の内容は、資料5でいうと5ページです。茅ヶ崎医師会の対応として、僕の方から全会員に会長の承諾の上で、避難指示が発生したと同時に、防災対策課と医師会が連携をとりまして、オンコール体制をとりました。もっと具体的に言うと、佐久間副会長が今回の防災会議の委員なのですけれど、部長となりまして、その下で僕は動いてるという感じになっています。やっぱりこの形が先ほどの議題でも挙げさせていただきましたが、一番即効性があります。

実際、オンコール体制に入りまして、今回の場合は、不幸中の幸いで結局避難所に行かないで済んだわけですが、それでオンコールになった段階で、我々と事務局で重点的に必要な避難所に行くというのが望ましいのではないかと思います。蛇足ながら、今回 FAX を送っていたら途中で避難指示が解除になっちゃいまして、全会員にまで情報が行きませんでした。今回、医師会の方で急遽、委員会を立ち上げまして、SNSやLINEでの情報共有等を検討しているところであります。以上でございます。

○事務局（佐野課長）

中尾幹事、ありがとうございました。

ただいま当日の市民対応などを中心にご説明をいただきましたが、今後の対応や連携を進めていくにあたりまして、皆様からご質問等はございましたら、よろしくお願いいたします。

（挙手がないことを確認）

よろしいでしょうか。では、市の方から、東日本旅客鉄道株式会社湘南・相模統括センター茅ヶ崎駅様にご質問等をさせていただきたいと思います。

○事務局（臼井主任）

防災対策課の臼井と申します。中村様、よろしくお願いいたします。

○茅ヶ崎駅・中村委員（代理出席）

はい。お願いします。

○事務局（臼井主任）

よろしくお願いいたします。質問といたしましては2点ございます。

まず1点目になります。7月30日の事例では、先ほどもお話いただきましたように、津波警報発表中は運休となり、注意報に引き下げられた時点で、安全確認を実施された上、運転が再開というところになっておりました。多くの市民が通勤や通学で使用する鉄道という交通機関であることもありまして、我々防災対策課も鉄道の運行状況を広く市民に伝達する必要がございます。また、帰宅困難者対策を講じる必要がございますため、例えば、運休の見直しや目安というものがあると我々も先手を打った対応ができるのではないかと考えております。

つきましては、津波警報などに関する運休の基準がどのようになっているかご教示いただければと

思います。こちらが1点目です。

2点目につきましては、辻堂駅の近辺の踏切で7月30日当日、長時間、踏切の遮断機が降りたままになっていたという事象がございました。この事象に関連しまして、例えば、津波の襲来が予想されるような、切迫性がある避難の際に、遮断器が降りていたという場合、迂回して避難をする以外に、具体的に市民はどのような行動をとるべきでしょうかという質問になります。

また7月30日当日の踏切の遮断器がどのくらい実際降りていたのか、あと、巨大地震発生時は踏切の遮断機がいつまで降りているのか、そうした時間の目安などがありましたら、教えていただければと思います。以上になります。

○茅ヶ崎駅・中村委員(代理出席)

はい。まず運休の目安になるのですが、当社の方では運転規制に関する社内ルールというものが存在しています。運転規制に関しては、津波注意報もしくは津波警報が出た場合、まず「列車はすぐその場に緊急停止を下さい」という決まりがあります。その後、輸送指令という列車の運行管理をするところと連絡をとりながら、津波が襲来しない地域まで列車を動かすというのがルール上決まっています。今回、東海道線はほぼ全域がその区間に入ってしまったため、列車はもうその場から動けないという状況が長時間続いたというのが事実になっています。

2番目の質問で、長時間踏切が下がっていたということに関してです。すみません、まず駅で取得できる情報の範囲というのがどうしても駅だけという形になっておりまして、踏切が閉まっている、または閉まっていないというのは、駅に居てすぐわかるものではありません。列車がどの辺りに止まっているのかというのは駅でもわかるのですが、それが踏切を鳴らしているのか、または鳴らしていないのかというのは、すぐにはわかりません。やはり関係各所に連絡を行わなければわからないというのが現実になっています。

また先ほど申し上げたように、今回、かなり広範囲での列車の全面運休と決まったので、列車がその場から全く動けなくなってしまった関係で、踏切が長時間にわたって閉まっておりまして。最大で、新田踏切で約90分踏切が閉まったままになったというのが調べてわかっております。

また、閉まっている踏切に関して、渡ることができるのか、またはできないのかという質問に関しては、すみませんが渡ることはルール上できないという形になっています。先ほど申し上げたように、踏切が鳴動している、鳴動していない、もしくは列車がどの地点に正確に止まっているかというのは、駅ではすぐにわかりません。そのため、停車している列車がいつ動き出すのかというのを、今すぐ(知る)というのはわからないのが現実です。閉まっている踏切を渡るためには、弊社の社員が踏切まで行きまして、運行管理をしている指令員と踏切にいる弊社の社員が電話でやりとりをして、付近を走行するかもしれない列車に「動いてはいけない」という指示を出してからでなければ、お客様を渡らせることができないというのが現実になっています。

とはいえ、90分もの間、踏切が閉まっているというのも今回わかりましたので、弊社としてもうどのようにしていけばいいのかというのは、議論していかないといけないと思っております。以上になります。

○事務局(佐野課長)

中村様、ご回答ありがとうございました。その他にご質問等はございますでしょうか。

(会場、WEBの状況を確認)

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問等がないようですので、4の(1)については終了をさせていただきます。

次に4の(2)「新たな津波ハザードマップ公表による津波避難の考え方について」、茅ヶ崎市防災対策課の山ノ上より説明をいたします。

○事務局説明(山ノ上課長補佐)

それでは、「新たな津波ハザードマップ公表による津波避難の考え方について」ご説明いたします。防災対策課の山ノ上と申します。よろしくお願いいたします。

今からご説明する内容につきましては、大きく3つに分かれます。はじめに、新たな津波ハザードマップの特徴について。続いて、津波避難の考え方について。最後に11月8日に行います、津波避難訓練の実施についてでございます。これより先のお話につきましては、皆様に配布させていただきました津波ハザードマップを用いてご説明をさせていただきたいと思っております。お手数ですが、津波ハザードマップをお手元にご用意いただき、あわせてスライドの資料をご確認いただければと思います。

でははじめに、津波ハザードマップの特徴についてご紹介いたします。特徴の1つ目は、津波災害警戒区域の指定に伴って得られました「基準水位」を反映している点です。新たな津波ハザードマップは、地図面と情報学習面が表裏一体となっておりまして、そのうちの情報学習面の左上に「①はじめに」のところがあると思います。その一番下のところに「浸水深・基準水位とは」というのがありますので、そちらのイラスト部分をまずご確認ください。浸水深とは、浸水が想定された場所の地面から水面までの高さのことですが、津波については流れが生じます。

今回の基準水位というものは、浸水深に、この流れてきた津波が建物に衝突したときに起きるせり上がりの高さを加えた水位のことを基準水位といいます。

では具体的に見てみましょう。左側の浸水深のイラストでは、建物1階はぎりぎり浸水していませんが、右側の基準水位のイラストでは、津波が建物にぶつかった際のせり上がりが生じた結果、2階の部分まで浸水していることがわかるかと思います。そのため、こちらのビルに避難する場合、命を守るためには3階以上に避難するという必要性がわかるかと思います。津波災害警戒区域の指定に伴って得られた基準水位によって、避難場所の高さがより明確となりました。

続いて、地図面をご覧ください。裏面の方です。特徴2つ目は、大津波警報が発表されたときに、市が避難指示を発令する「避難対象地域」を示した点です。地図中の黄色やピンク色で塗られている浸水想定区域の北側の部分に東西に走る紫色の斜線があるかと思います。これが避難対象地域を示す線でございます。

避難対象地域とは、津波が発生した場合に避難が必要な地域のことで、安全性や円滑な避難を考慮して、津波の浸水想定区域を含む字丁目を基本に、市が指定を行ってございます。この斜線より南側の部分が避難対象地域でありまして、大津波警報発表時には、市がこの地

域の字丁目に避難指示を発令するといった区域になっています。

続いて、表面の情報学習面の方に戻っていただきまして、「⑤津波避難に関する情報」をご覧ください。先ほどより、大津波警報が発表された場合の話をさせていただいておりますが、気象庁から発表される津波に関する情報は、大津波警報を含めて3種類ございます。その種類ととるべき避難行動についてこちらで記載をしております。

まず、津波注意報ですが、津波の高さが20センチ以上、1メートル以下。続いて津波警報は1メートルを超えて3メートル以下。そして大津波警報は3メートルを超えて3区分に分かれています。

津波注意報は20センチ以上、1メートル以下ですので、本市では海岸付近の標高に当たることから、海岸や河川付近にいる人に対して避難指示を呼びかけます。一方、大津波警報が発表されたときは、先ほどご説明いたしました避難対象地域の南側にある字丁目に対して避難指示を発令して参ります。

続いて、津波ハザードマップに記載はないのですが、神奈川県が公表しております神奈川県西部地震における津波浸水予測図を参考にご紹介させていただきます。スライドの方をよろしければご確認いただければと思います。

こちらの図につきましては、茅ヶ崎市の沿岸部に津波警報である3メートル程度の津波が到達した場合の浸水予測が示されているものになります。3メートル程度の津波の場合は、国道134号より北側の地域は浸水しないといった想定になっています。そのことから、7月30日の津波警報が発表された際には、国道134号より南の地域に対して避難指示を発令し、河川や海岸から離れて、できるだけ高い場所に避難していただくよう防災行政用無線などを通じて避難の呼びかけを行ったところでございます。

続いて、ハザードマップ地図面の上段部分をご覧ください。特徴の3つ目は、相模湾における津波浸水想定図と30センチの津波が到達する時間を示している点です。上段中央の相模湾における津波浸水想定図をご覧ください。こちらは茅ヶ崎市津波ハザードマップの基となる、同じ地震が発生した場合において、相模湾全体でどのような津波が発生するのかをお示ししたものです。また、同じく上段右側にあります、茅ヶ崎市における津波到達時間では、水平避難が困難となります30センチの津波が茅ヶ崎市に到達する時間を示したものでございます。今回の津波ハザードマップでは、基準水位を採用したことによりまして、よりシビアな高さを設定しています。津波が到達する時間的要素についても盛り込んでございます。

本津波ハザードマップにつきましては、9月中に市内全戸配布をすでに行っているところでございます。以上が新たな津波ハザードマップの特徴についての説明となります。

続いて、津波避難の考え方についてご説明いたします。津波避難の原則は、避難対象地域内に長時間取り残されるなどのリスクを避けるために、避難対象地域の外へ避難することになります。

しかしながら、津波は洪水や高潮などの水害とは異なりまして、発見を予見してから到達するまでに時間的猶予がないことが考えられます。そのため、津波到達時間までに避難対象地域から避難ができない場合は、津波一時退避場所となる津波避難ビルや、津波避難地などの

高い場所へ避難することが必要な避難行動となります。津波避難の心得としましては、「より早く」「より高く」「より遠く」へ避難することです。30センチの津波到達時間などを参考に、平時のうちに、自身の避難行動を考えて、いざというときの避難行動をあらかじめ想定しておくことの必要性について、市民の皆様に周知啓発を行っているところでございます。

なお、津波避難の原則は、避難対象地域の外側に避難する水平避難となりますが、避難対象地域は字丁目で指定をしていることから、その境目がわかりにくいと思われます。そこで、水平避難の目標先の目印となりますように、避難対象地域から一定の距離を確保した目標地点を結んだ道路線を避難の目標ラインとして参考に設定をしております。避難目標ラインは、ハザードマップには掲載はございませんが、こちらの図の緑色で示しているところ、こちらが避難目標ラインとなります。具体的には、西から東に向かいまして、国道1号、南湖通り、鉄砲道、学園通り、松浪コミュニティセンター北側の道路、これがその避難目標ラインとして設定しているものになってございます。

続いて、今度は津波ハザードマップの地図面をご覧くださいと思います。避難先についてご説明いたします。避難先は大きく、指定緊急避難場所（津波）というものと津波一時退避場所の2つに分類をしています。

まず指定緊急避難場所（津波）ですが、こちらは避難対象地域外の安全な場所にある緊急に避難するための施設でございます。避難対象地域外へ避難した後に、目指すべき目標物の1つでございまして、市内の公立小中学校8校がそれに当たるものでございます。

続いて津波一時退避場所です。こちらは避難対象地域内にある、一時的または緊急に避難するための施設または場所のことを指します。津波一時退避場所は、避難先としての性質を踏まえまして、さらに津波避難ビルと津波避難地の2つに区分をして、津波ハザードマップにおいては掲載をしております。

まず津波避難ビルですが、こちらは避難対象地域の外へ避難することが困難な避難者等が緊急に避難する建物を言います。避難対象地域にある公立小中学校やマンションの建物等でありまして、基準水位よりも高い場所がその避難先となります。

津波避難ビルは現在、浸水想定区域内にあります小中学校9校の他に、協定を締結いたしておりますマンション等を踏まえまして、現在80ヶ所が、それに当たるものになってございます。

続いて、津波避難地です。津波避難地は、避難対象地域の外へ避難することが困難な避難者が緊急に避難する敷地のことを言います。避難対象地域内にある高台など、基準水位よりも高い場所が避難先となりまして、現在、茅ヶ崎市ゆかりの人物館を含む4ヶ所がそれに当たります。以上が津波避難の考えについての説明となります。

そして最後に、11月8日に行います津波避難訓練についてご紹介をさせていただければと思います。スライド資料の方をご確認ください。

本訓練の目的は、地域住民の安全かつ迅速な避難の実現を目指して、避難対象地域にお住まいの方々の避難経路や避難場所の確認、また、市や防災関係機関等による津波に関する情報の伝達要領の確認を行って、津波発生時の人的被害の軽減を図ることを目的に実施するものでございます。

訓練の対象者につきましては、避難対象地域にお住まいの方や、事業所、また避難対象地域にいらっしゃる方々になります。また、対象地域につきましては、浸水想定区域を含む字丁目のうち、J R東海道線以南の地域、スライドで言いますところの赤色で表示されているところの地域が対象となってまいります。

続いて訓練の内容ですが、こちらは大きく3つに分かれます。まず1つ目は、情報受伝達訓練です。防災行政用無線などを通じて、地震発生に伴う訓練、大津波警報等の情報発信、そして確認を行うものです。

2つ目は、シェイクアウト訓練です。地震の揺れから身を守る安全行動をその場で行います。

そして3つ目、こちらが津波避難訓練です。津波ハザードマップに掲載している津波の到達時間等を参考に、自身の避難行動をあらかじめ市民の方々に考えていただいて、津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難できる場合は、避難対象地域の外へ避難。一方、津波到達時間までに避難対象地域の外への避難が難しい場合は、付近にあります津波避難ビルや津波避難地へ避難を行っていただくといったような訓練となっております。

新たな津波ハザードマップ公表による津波避難の考えについての説明は以上でございます。ご清聴いただきましてありがとうございます。

○事務局（佐野課長）

説明が終わりましたが、こちらの津波避難の考え方について、幹事の皆様からご質問やご意見がございましたら、挙手をお願いします。

（会場、WEBの状況を確認）

よろしいでしょうか。

ではご質問等がないようですので、これにて4の情報交換を終了させていただきます。

続きまして5のその他になりますが、本日ご出席の皆様より何かございますでしょうか。

（茅ヶ崎医師会・中尾幹事が挙手）

では中尾幹事、お願いします。

○茅ヶ崎医師会・中尾幹事

たびたびすみません、医師会の中尾です。

この会議が非常に重要な会議だと医師会は思っております。実は我々は「四師」と言いまして、医師、歯科医師、薬剤師、それで看護師。あるいは「三師」。医師、歯科医師、薬剤師といって、我々は「茅ヶ崎三師会」と言いますが、それに看護師を入れて「四師」なんです。

ただいま現在では、私も今回、医師会の幹事として単体で出ているのですが、歯科医師会と薬剤師会、あるいは看護師の代表が出ていない。

今回も輪島にまだ行っていますが、痛感しているのは、例えば歯科医師の場合、今回、寺島部長のご配慮でこの計画にJDATという名前を入れていただいたのですが、歯科医師がいない

と口腔ケアができなくて肺炎が出るのですね。避難所で間違いなく肺炎が出る。

一方、薬剤師がいないと、正直、薬が今ジェネリックなどで訳がわからないくらいの品種があります。これを薬剤師の先生方が調整してくれます。あるいはモバイルファーマシーという車で直接来ていただいて処方することがあります。

それで、今一番被災地で問題になっているのが看護師です。巡回看護師がいないといけない。今もう1年10ヶ月経って未だに被災地で頑張っています。こういう状況を考えると、やはりこの会議に三師あるいは四師の代表が出るのが望ましいのではないかとということで、情報提供させていただきます。以上でございます。

○事務局(小松課長補佐)

事務局からお答えいたします。中尾幹事、ご意見ありがとうございました。

幹事のおっしゃる通り、大規模災害が発生した際には、医師会だけでなく、歯科医師会や薬剤師会などの協力いただきながら、応急対策活動や保健医療活動を実施することが求められているので、各会の協力が必須であると改めて認識しております。

昨年度より歯科医師会や薬剤師会の方々に防災会議の委員・幹事に、参画していただくための検討を進めて参りましたが、茅ヶ崎市防災会議条例において定数45名ということで決まっており、現在、その定員が満たされているため、また庁内・庁外の委員の構成についての見直しや検討、調整を進めていくことが今後の課題と考えております。

○事務局(佐野課長)

中尾幹事、よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日予定しておりました議事はすべて終了となります。皆様におかれましては、会議進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、11月8日(土)には、先ほど説明のありました「津波避難訓練」、翌週の11月16日(日)には「ちがさき消防・防災フェスティバル」を開催いたしますので、関係機関の皆様におかれましては、重ねてご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして茅ヶ崎市防災会議幹事会を閉会とさせていただきます。

皆様おつかれさまでした。